

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

薩摩川内市教育委員会では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、薩摩川内市教育振興基本計画（第1期・前期（計画期間：平成22年度から平成26年度まで）、第1期・後期（計画期間：平成27年度から平成31年度まで））を策定しました。

第1期薩摩川内市教育振興基本計画では、10年後を見据えた教育の姿として、「ふるさとを愛し 心豊かにたくましく生きる 薩摩川内のひとづくり」を基本目標に掲げ、「よりよい自分をめざし、人間性豊かで創造的に生きる」、「自他ともに尊重し、よりよい社会づくりに主体的に関わる」、「ふるさとを知り、ふるさとを愛し、ふるさと尽力する」この3つを薩摩川内市が目指す教育の姿として、薩摩川内のひとづくりを進めてきました。

また、5年間に取り組むべき施策を掲げ、項目ごとに目標値を定め、計画の進捗状況や成果を点検しながら、計画的に教育行政の運営に努めてきました。

国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を閣議決定されました。また、鹿児島県においても、平成31年2月に社会情勢の変化に対応した第3期教育振興基本計画を策定されました。

少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、市民ニーズの多様化、厳しい財政状況など、本市を取り巻く社会情勢は大きな転換機を迎えています。こうした情勢の変化に的確に対応するため、市民と市が一体となって、これまで築いた環境を土台として、地域特性をいかした活力と魅力あるまちづくりに取り組む計画として、新たに第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画が策定されました。

本市教育委員会では、国や県の計画の内容を参照し、これまでの計画の各施策の実施状況や数値目標の達成状況を踏まえ、薩摩川内市教育振興基本計画（第2期・前期）を策定しました。

2 計画の位置づけと性格

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定するものであり、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針の位置づけとします。

なお、第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画と整合を図るため、同計画の政策V「次世代を担う人と文化を育むまちづくり」を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として決定されました。

3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする5ヵ年間とします。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
国				国教育振興基本計画（第2期）				国教育振興基本計画（第3期）							
県				県教育振興基本計画（第2期）				県教育振興基本計画（第3期）							
市	第1次総合計画基本計画 (後期)				第2次総合計画基本計画 (前期)				第2次総合計画基本計画 (後期)				第2期教育振興基本計画 (前期)		
	第1期教育振興基本計画 (前期)				第1期教育振興基本計画 (後期)				市 教 育 大 綱				市 教 育 大 綱		

第2章 薩摩川内市の教育をめぐる現状と課題

I 薩摩川内市の現状と課題

本市の人口は、今後も減少し、令和12年（2030年）には85,000人程度まで減少すると予測されています。主な働き手の世代にあたる生産年齢人口が一貫して減少を続ける一方で、65歳以上の高齢者の占める割合は、令和22（2040）年には35%台に達して、人口の約3人に1人を上回ると予測されており、人口減少、超高齢社会の到来に伴い地域活動への参加促進や生涯学習の充実、健康で生き生きと暮らすための仕組みづくり、地域の資源や個性をいかした魅力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

一方、高度情報化の進展により、IoTやビッグデータ、AI等を始めとする技術革新が進み、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）の到来が予測されており、技術の著しい進歩に対応できる人材の育成が求められています。また、SDGs（Sustainable Development Goals）が平成27年9月に国連サミットで採択され、時代に対応した地域づくり、市民の安全・安心な暮らしを守るなど、持続可能な社会の実現に向けて取り組むことが強く求められています。

本市はこれまで、地域の格差解消や一体感の醸成のための施策を積極的に展開し、地区コミュニティ協議会を中心とした地域活動、九州新幹線の全線開業や南九州西回り自動車道の整備、高速船「甑島」の川内港就航などに取り組み、市民の生活環境の充実を図ってきたところです。

また、教育行政についても、平成21年度から全中学校区で連携型の小中一貫教育に取り組み、平成26年度からは、地域と共にある学校づくりを目指し、コミュニティ・スクール制度をスタートさせました。複式学級の解消については、地域や保護者との意見交換を行って、平成22年度・平成27年度に「小・中学校の再編等に関する基本方針」を策定し、計画に沿って学校再編を推進した結果、合併当初は市内に63校あった市立小・中学校が39校となりました。なお、平成31年4月には新設の東郷学園義務教育学校が開校し、特色ある学校経営が期待されるところです。また、これまで学校施設の耐震化や体育館の新設、ICT関連機器の整備・充実に努めてきましたが、今後は、平成30年度に「学校施設長寿命化計画」を策定したことから、老朽化した校舎の改修・改築や空調設備の設置等を計画に沿って進めていく必要があります。加えて、青少年の健全育成、家庭教育の充実、スポーツ交流の推進、本市の伝統的文化財である「川内大綱引」、「甑島のトシドン」や「入来麓伝統的建造物群保存地区」等の保存・保護、少年自然の家や公民館を活用した自然体験活動や生涯学習の推進と充実、図書館等を活用した読書活動の推進などを図っていく必要があります。

IoT：従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置、建物、車、電子機器など）がネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換する仕組みのこと。

SDGs：持続可能な開発目標のこと、2015年9月に国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

II 学校教育における現状と課題

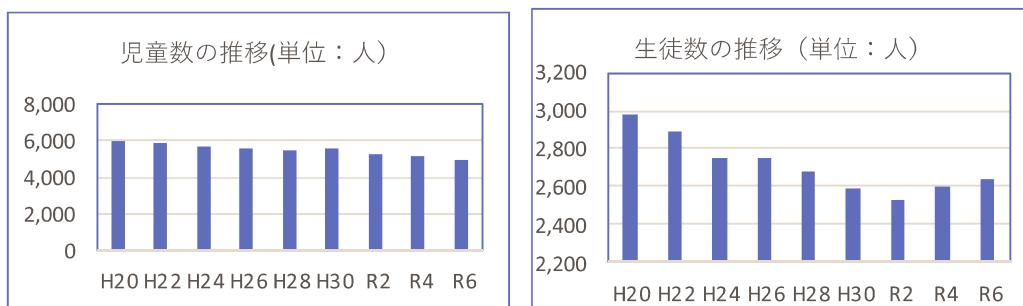
1 児童生徒数の推移と学校規模

少子化は本市においても顕著な傾向を見せており、平成31年度の市立小・中・義務教育学校の児童生徒数は合わせて8,025人であり、この10年間で894人減少しています。

平成22年12月に「薩摩川内市立小・中学校の再編等に関する第1次基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき、保護者や地域住民の熟慮の末、小学校1校、中学校1校が閉校し、「児童生徒が学び合い・磨き高め合う教育環境づくり」、「小中一貫教育の効果的推進」という第1次基本方針の考えを継承し、平成28年1月に「薩摩川内市立小・中学校の再編等に関する第2次基本方針」を策定しました。

この第2次基本方針に基づき小学校8校、中学校2校が閉校となったほか、平成31年4月に施設一体型小中一貫校「東郷学園義務教育学校」が開校しました。

再編については、今後も地域や学校の実情に応じて進める必要があります。



2 小中一貫教育

(1) 全中学校区における小中一貫教育の状況

小中一貫教育を推進するために、教育課程は、義務教育9年間を通して子供を育てるという小中一貫教育のよさを取り入れながら、編成しています。また、児童生徒が授業や学校行事等で一緒に活動する「交流活動」や小・中の教員が相互に乗り入れる「授業交流」の推進を行っています。

今後は、児童生徒の学力を更に向上するための小中一貫教育や小中一貫教育研究公開の内容等について研究を深める必要があります。

(2) ふるさと教育と「ふるさと・コミュニケーション科」の状況

ふるさと教育の一貫として、各中学校区の自然や文化財などをふるさと自慢としてまとめた小中一貫教育読本「ふるさと薩摩川内学」を作成しました。

また、県内外で活躍する方の講演会や実技指導を行う「薩摩川内元気塾事業」や、本土地域の小学校4年生が甑島を訪れ、美しい自然や伝統文化にふれる活動を行うことで、甑島も我がふるさとであるという意識を高める「甑アイランドウォッッチング事業」を行っています。また、郷土の伝統行事である綱引きを市内全ての6年生を対象に「小学校綱引き競技大会」を開催することで、学級の和を深め

たり、小学校相互の交流を図ったりすることができるようになっています。

今後は、新学習指導要領に即したふるさと・コミュニケーション科の在り方を研究していく必要があります。

(3) 英語力向上プラン事業の状況

本市では、平成19年度から児童生徒の英語力向上を目指して、「英語力向上プラン」により、英語検定試験検定料の補助や英語サマーキャンプなど先進的な取組や小・中を通じた教員研修などの支援を進めてきています。

これらの取組により、英語力を客観的に図る尺度となっている中学校卒業時における英検3級程度以上の取得率は、ここ数年順調に伸びてきており、平成30年度は、県平均を上回っています。しかし、国の目標である50%には、まだ到達していない状況です。

中学校卒業時における英語検定試験3級程度以上の取得率

	H27	H28	H29	H30
全国	36.6%	36.1%	40.7%	42.6%
本県	36.3%	32.7%	36.9%	37.5%
本市	26.4%	24.3%	30.4%	41.4%

(資料：文部科学省「英語教育実施状況調査」)

(4) コミュニティ・スクールの状況

平成26年度に薩摩川内市学校運営協議会規則を制定し、水引中学校区をコミュニティ・スクールとしてスタートさせました。そして、令和2年度には、市内全ての中・義務教育学校区で、コミュニティ・スクールが導入されることになります。

本市のコミュニティ・スクールは、各中・義務教育学校区を単位とし、学校関係者評価委員会、学校評議員、信頼される学校づくりの委員会を包含した委員会であり、それぞれの機能を取り入れた展開ができることが特色です。

今後は、学校を核として地域づくりを展開する「地域学校協働活動」と連携を図り、地域と学校が一体となって連携・協働するようにしていくことで、コミュニティ・スクールの機能を更に充実させる必要があります。

コミュニティ・スクール：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組み、「地域とともにある学校」をめざす仕組み。

地域学校協働活動：地域と学校がパートナーとして多様な活動を通じて、連携・協働する組織的・継続的な仕組み。

3 児童生徒の確かな学力等

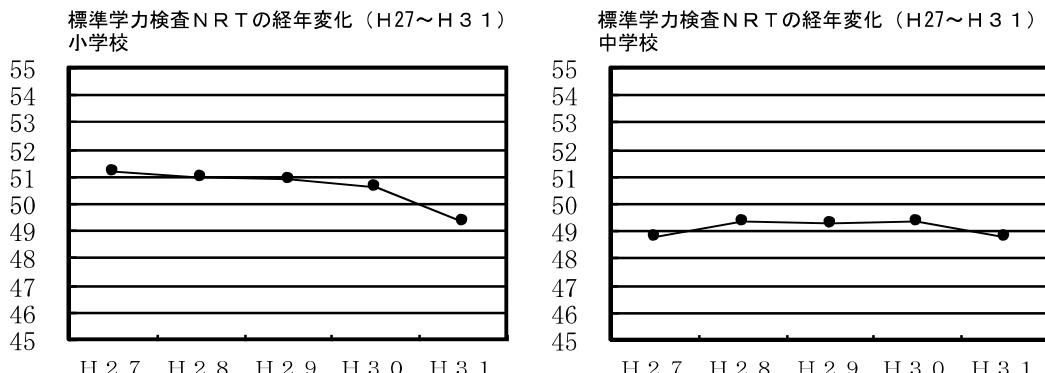
本市の児童生徒の学力及び学習の状況について、3つの学力調査の結果から考察します。

(1) 学力の状況

ア 標準学力検査〔NRT〕（小学1年を除く全学年対象）

全学年全教科の平均学力偏差値を5年間の経年変化でみると、小学校においては、これまで全国平均偏差値を上回っていましたが、平成31年4月の結果

では、小・中学校ともに、全国平均偏差値（50.0）に到達していません。



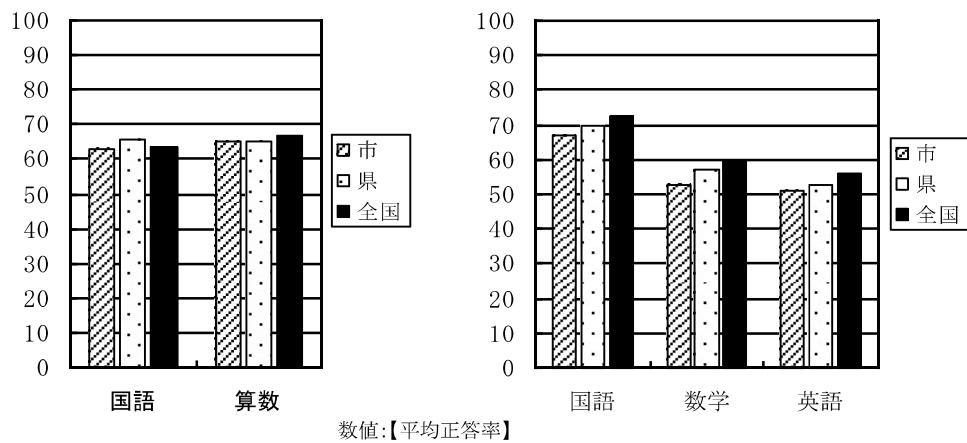
【調査内容】

- 小学校第2、3学年（国語、算数） ○ 小学校第4～6学年（国語、算数、理科、社会）
- 中学校第1学年（国語、数学、理科、社会） ○ 中学校第2、3学年（国語、数学、理科、社会、英語）

イ 全国学力・学習状況調査（小学6年・中学3年が対象）

平成31年4月に実施された結果では、平均正答率は小学校の国語と算数においてほぼ県・全国と同等であり、中学校においては、国語、数学、英語において県・全国平均をやや下回りました。

平成31年度全国学力・学習状況調査【小学6年生】平成31年度全国学力・学習状況調査【中学3年生】



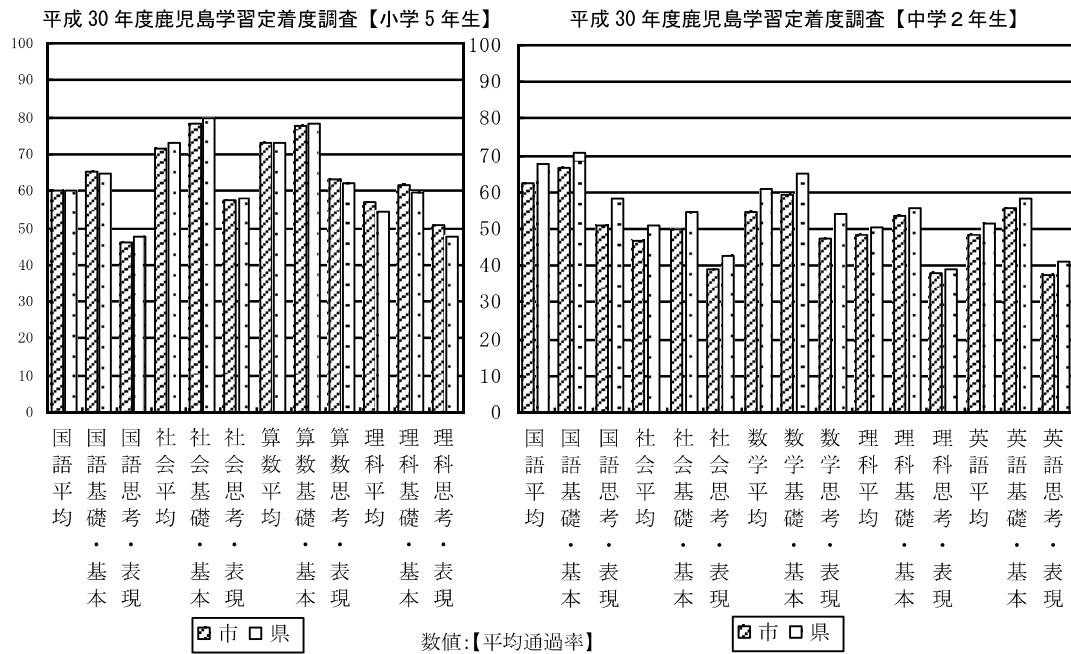
【調査内容】

- 「知識」と「活用」を一体に問う問題形式 小学校第6学年（国語、算数） 中学校第3学年（国語、数学、英語）

ウ 鹿児島学習定着度調査（小学5年、中学1・2年が対象）

平成31年1月に実施された結果では、小学5年は、3つの教科（国語、算数、理科）で県平均を上回っていますが、社会でやや県平均を下回っています。

中学2年は、調査した全教科（国語、社会、数学、理科、英語）で県平均を下回っています。



本市の課題は、「思考力・判断力・表現力等の活用する力を身に付けさせること」、「中学校における学力向上の底上げを図ること」です。また、学力の定着状況の二極化も見られ、個に応じた指導の充実が必要です。

そのためにも、新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善が急務であり、教員の指導力向上に加えて、学校全体で組織的に取り組むことも大切です。

(2) 家庭学習の状況

家庭学習について本市では、「学年×10分+30分以上」を目標に設定しています。

平成31年4月に実施された全国学力・学習状況調査（小学6年・中学3年が対象）の家庭学習への取組に関する調査では「1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか。」という項目に対して、小学6年、中学3年ともに、3時間以上取り組んでいる児童生徒の割合については、全国より低いという結果でした。

さらに、本市独自で行っている学年ごとの家庭学習目標時間達成者の割合は、平成30年度の小学校においては65.3%、中学校においては55.1%という結果でした。

目標時間達成しようとする意識は高まっていますが、更に、「もっとやってみよう。」という課題の提示の仕方や意欲を高める手立てが必要です。

学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強しますか。（単位：%）

		3時間以上	2時間以上、3時間より少ない	1時間以上、2時間より少ない	30分以上、1時間より少ない	30分より少ない	全くしない
小学 6年	本市平均	6.4	21.7	49.5	17.9	2.8	1.7
	全国平均	12.4	16.9	36.8	24.1	7.6	2.3
	差 (市-全国)	-6	4.8	12.7	-6.2	-4.8	-0.6
中学 3年	本市平均	7.3	28.6	45.3	13.5	3.4	1.8
	全国平均	9.9	25.6	34.3	17.2	8.4	4.4
	差 (市-全国)	-2.6	3	11	-3.7	-5	-2.6

(3) ICT活用の状況

全ての学校の普通教室に、書画カメラと大型テレビを設置し、教師用タブレットを各学校に2台配置するなど、ICTを効果的に活用しています。また、パソコン室のノート型パソコンをタブレット型パソコンに整備し直すことで、児童生徒の情報活用能力を更に高めることができるようになっています。さらに、授業において、学習効果を高めるためにテレビ会議システムやZ！Stream（ジーストリーム）等を取り入れるなど、ICTの整備や改善を図ってきています。

今後は、ICTを活用した授業の構築が更に充実するように、情報機器の操作方法や効果的な指導方法についての研修体制を整えたり、県教委が構築している「かごしま学力向上支援Webシステム」を効果的に活用するように研究を深めたりする必要があります。

教員のICT活用指導力の状況（できると評価した割合）

	H27	H28	H29	H30
授業中にICTを活用して指導する能力	81.9%	83.2%	82.4%	83.0%
児童生徒のICT活用を指導する能力	71.5%	71.3%	70.0%	77.1%
情報モラルなどを指導する能力	81.1%	84.8%	83.8%	83.0%

（資料：文部科学省「平成30年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査」）

4 児童生徒の生徒指導等

(1) 規範意識の状況

本市では、「平成31年度全国学力・学習状況調査」質問紙の「学校の規則を守っていますか。」という質問に、全国や県を上回る71.8%の中学生が「当てはまる」と答えており、過去4年間同じ傾向を示しています。その一方で、小学生の規範意識についての回答では、中学生に比べて30ポイント以上低くなっています。集団生活におけるルールの大切さや「特別の教科 道徳」の授業を要とした社会性及び帰属意識の高揚を図る必要があります。

また、「自分には、よいところがあると思いますか。」や「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか。」という質問に対して、「当ては

まる」と答えた児童生徒は、全国や県を下回る傾向にあり、自己肯定感や自己有用感を高める声かけや指導の工夫をする必要があります。

本市児童生徒の規範意識に関する質問

	小学生	中学生
学校の規則（小：きまり）を守っていますか	39.8% (県 46.1 国 46.7)	71.8% (県 66.0 国 66.3)
自分には、よいところがあると思いますか	32.5% (県 33.0 国 38.9)	24.7% (県 24.5 国 29.1)
先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか	35.9% (県 41.2 国 43.1)	27.1% (県 27.4 国 31.2)

(資料：文部科学省「平成31年度全国学力・学習状況調査」質問紙調査)

(2) いじめの状況

各学校では毎月1日を「薩摩川内いじめのない学校づくりの日」と設定し、アンケート調査を行っており、「学校に行くことが楽しい」と感じている児童生徒の割合は毎月9割を超えていいます。

また、「いじめを一件でも多く発見（認知）し、一件でも多く解消する」よう努めています。いじめの認知件数は平成30年度に急増していますが、これは、各学校が、けんかやふざけ合いなどもいじめと捉え、早期に対応しているためです。今後は、表面に現れにくいネットいじめ等への対応が必要です。

文部科学省の「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

本市のいじめの認知件数（単位：件）

	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	186	437	510	437	930
中学校	77	187	83	108	192
計	263	624	593	545	1,122

(資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

(3) 不登校の状況

本市の不登校の出現率は、平成30年度で小学校0.13%、中学校1.35%となっており、国や県に比べると低い状況にあります。小中一貫教育など、小学校と中学校が連携を深めていることにより、中学1年の不登校生徒数も減少する傾向がここ数年間続いている。

しかし、不登校で悩んだり、心の教室や適応指導教室に通ったりしている児童生徒もいるため、今後も学校復帰に向けての段階的な指導を継続していくことが必要です。

文部科学省の「不登校」の定義

「不登校児童生徒」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

本市の不登校児童生徒数（単位：%）

		H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
小学校	市	0.11	0.09	0.05	0.09	0.13
	県	0.25	0.32	0.34	0.33	0.47
	国	0.40	0.43	0.50	0.50	0.70
中学校	市	1.56	1.55	1.67	1.34	1.35
	県	2.89	3.22	3.16	3.14	3.48
	国	2.89	2.96	3.10	3.40	3.80
計	市	0.59	0.57	0.59	0.49	0.52
	県	1.14	1.29	1.26	1.24	1.44
	国	1.21	1.26	1.35	1.47	1.69

(資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

(4) 問題行動等の状況

過去5年間の本市の生徒指導に関する問題行動は、他地域に比べて少なく、警察による補導の件数も減少傾向にあります。

近年では、スマートフォンやオンラインに対応したゲーム機など、情報端末機器の所持率も高くなってきており、それらに係るトラブルが数件あります。今後は、それらの使用や活用を前提とした教育や保護者への危機管理の啓発、関係機関との連携を充実させていく必要があります。

本市のインターネット接続機器の所持率

	自分専用	家族共用を使用	所持又は使用	未所持・未使用
小学校	43.6%（県40.6）	46.2%（県49.1）	90.0%（県89.6）	10.2%（県10.4）
中学校	56.5%（県55.6）	39.9%（県39.9）	96.4%（県95.5）	3.6%（県4.5）

(資料：平成30年県アンケート「インターネット利用等に関する調査」)

5 児童生徒の健康・体力等

(1) 基本的生活習慣の状況

本市では、「早寝・早起き・朝ご飯、笑顔でいさつ・お手伝い」を合言葉に、学校と家庭が一体となって、基本的な生活習慣の確立のための様々な取組を推進しており、これからも継続し、より一層取組の充実を図る必要があります。

ア 朝食欠食について

平成30年度全国学力・学習状況調査によると、朝食を「とらない」「あまりとらない」割合は、小学6年では全国よりやや高い傾向にあり、中学3年では全国より低い傾向にあります。今後もPTA活動や家庭教育学級、学校保健委員会等の機会に、保護者への啓発を図っていく必要があります。

イ 就寝時刻について

前述の調査によると児童生徒の就寝時刻は、全国と比較すると早い傾向にあ

ります。しかし、小学6年では午後10時以降に就寝している児童が約4割、中学3年では午後11時以降に就寝している生徒が約6割を超えており、家庭との連携や保健指導等の更なる充実が必要です。

ウ 電子機器（スマートフォンやゲーム等）の使用時間について

小・中学校ともに、電子機器の使用時間が年々増加しています。また、スマートフォンなどの情報端末機器の所持率も高くなってきており、情報モラルの指導、メディア依存防止対策などが必要となっています。

(2) 体力・運動能力の状況

本市では、「たくましい“かごしまっ子”育成プラン」の作成や一校一運動の取組、「体力アップ！チャレンジかごしま」への積極的な参加や一家庭一運動の推進など、体力向上のための様々な取組を行っています。

ア 体力・運動能力について

本市の児童生徒の体力・運動能力の状況は、平成25年度から平成30年度までの6年間で全学年男女の8項目平均値を比較すると、県平均は上回っているものの、全国平均と比べるとやや下回っています。今後も、様々な取組を充実させる必要があります。

体力・運動能力の状況 ※全国=100で比較

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
鹿児島県	95.66	97.03	96.32	96.13	95.74	95.70
本市小中学校	97.67	97.50	97.73	96.27	96.75	97.01

（資料：平成30年度「体力・運動能力調査」）

種目別の体力・運動能力の状況 ※全国=100で比較

■小・中学校＜男子＞

	県	本市
握力	95	91.9
上体起こし	93	94.8
長座体前屈	95.7	99.1
反復横とび	94.5	97.6
20mシャトルラン	89.9	93
50m走	97.2	96.9
立ち幅とび	97.5	98
ボール投げ	99.7	98.6
平均	95.3	96.3

■小・中学校＜女子＞

	県	本市
握力	95	95.4
上体起こし	93.2	95.9
長座体前屈	96.1	97.8
反復横とび	96.2	99.9
20mシャトルラン	93.2	98.1
50m走	98.1	95.3
立ち幅とび	98	98.1
ボール投げ	99.1	101.6
平均	96.1	97.8

（資料：平成30年度「体力・運動能力調査」）

イ 児童生徒の運動時間について

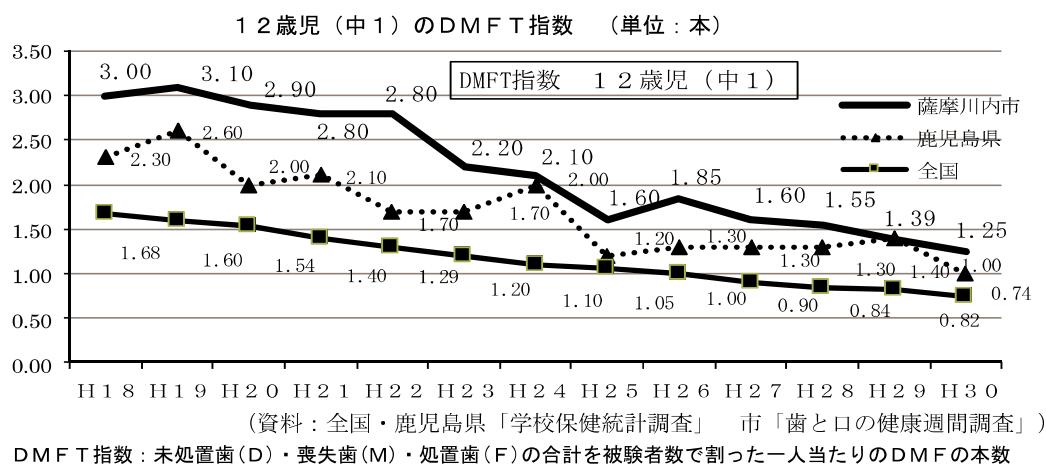
「児童生徒の運動時間に関する調査（平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査）」によると、小学校においては、1週間の総運動時間は、男女ともに全国平均より長くなっています。しかし、中学校においては、男女ともに全国平均より短い状況です。今後は、本市の児童生徒が、運動に親しむ時間の確保が必要です。

(3) 学校保健の状況

本市においては、養護教諭等研修会を年3回、栄養教諭等研修会を年2回実施するなど、保健指導や食に関する指導の研修の充実を図っています。

ア 歯と口の健康について

一人当たりのむし歯の本数を示すDMFT指数は、国や県の数値を上回っていますが、年々確実に減少しており、「学校フッ化物洗口事業」の成果であると考えられます。引き続き、フッ化物洗口を全学校で実施するとともに、実施率の向上・実施回数の確保など充実を図っていく必要があります。



イ 肥満・痩身について

平成30年度県学校保健状況調査によると、肥満傾向にある児童生徒の割合は、約8%です。これは、全国より低い状況です。また、痩身傾向にある児童生徒の割合も、全国より低い状況です。しかし、中学1年生においては、やや多い傾向が見られます。今後も肥満・痩身傾向の児童生徒の割合を減らしていく必要があります。

(4) 学校安全・防災の状況

ア 安全教育について

学校では、それぞれの実態に応じて、交通安全教室や災害時（火災、地震、津波、原子力災害、風水害など）の避難訓練、不審者対応訓練などを実施しています。

特に、原子力防災訓練については、PAZ圏内の学校での屋内退避や屋外退避の訓練、UPZ圏内の学校での立地状況に応じた児童生徒の保護者への引き渡し訓練等を実施しています。

避難訓練等の在り方については、社会の状況に応じた訓練、実効性のある訓練にするために、毎年見直しと改善が必要です。

PAZ（予防的防護措置を準備する区域）：原子力発電所を中心としておおむね半径5kmの範囲内

UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）：原子力発電所を中心としておおむね半径5～30kmの範囲内

イ 児童生徒の通学路の安全確保について

各学校では、毎年、教職員・保護者・地域住民等が連携して、校区の危険箇所点検を行い、その結果を基に校区安全マップを更新し、児童生徒の発達の段階に応じた具体的な事故防止や安全に関する指導を行っています。

また、この危険箇所点検結果を基に、「通学路安全推進会議」を年2回開催しています。その中で、国・県・市の道路管理者や地元警察署、更にPTA代表や学校関係者の代表も交えて交通事故防止や不審者対応について、具体的な対応策を検討し、道路などの改修を行うなど、児童生徒の安全確保に努めています。

今後は、毎年の校区安全マップの見直しのほかに、学校や地域が一体となって実施するなどの工夫が必要です。

ウ 自転車使用時の安全について

児童生徒の乗車用ヘルメットの着用（保護者義務）や自転車損害賠償保険等への加入（利用者義務）が、県の条例により義務化されました。それを受け、本市でも各学校に通知し、自転車利用時のヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等への加入について指導してきました。

平成30年度の本市児童生徒のヘルメット着用率は91.8%で、自転車損害賠償保険等加入率は65.9%であり、児童生徒への指導の徹底や保護者への継続した啓発が必要です。

(5) 食育の状況

ア 食に関する指導について

平成30年度は、栄養教諭が1校当たり平均4.2日学校を訪問し、授業時間は平均8.4時間となっており、食に関する指導の充実が図られています。

今後は、平成29年度に本市が作成した「食に関する指導年間指導計画基底」の活用・改善を図りながら効果的な指導方法について研究を深めるとともに、指導の充実を図る必要があります。

イ 食物アレルギーについて

食物アレルギーのある児童生徒への対応については、保護者・管理職・給食担当教諭・学級担任・栄養教諭による「食物アレルギー対応委員会」を各学校に設置し、対応策を確認するなど、安全に十分配慮しています。また、毎年職員研修を実施して、全職員が食物アレルギーの児童生徒を把握し、発症した場合の対応方法などを確認しています。

今後も、更に各家庭と連携を強化して、食物アレルギーによる事故が起きないように対応を万全にする必要があります。

6 特別支援教育

(1) 就学指導の状況

本市の就学教育相談の件数は、年々増加傾向にあり、障害の重複化・重度化・

多様化等により、丁寧に対応していかなければならない事例が多くなってきています。また、市教育支援委員会の判断と異なる就学先を選択する保護者も増えています。

幼稚園や学校においては、計画的に校内教育支援委員会や保護者との教育相談を実施し、市教育委員会との連携を密にしながら適切な就学指導を行う必要があります。

市教育支援委員会の判断件数と児童生徒の就学先 (件)

判断 件数	内訳 (就学先)			
	特別支援 学 校	特別支援 学 級	通級指導 教 室	通常の 学 級
H 2 8	220	14	95	84
H 2 9	271	13	110	80
H 3 0	278	12	136	76
				54

(1) 特別支援教育の状況

特別支援学級に在籍する児童生徒数や通常の学級におけるLD・ADHD等の疑いがある児童生徒数は、年々増加傾向にあります。平成30年度には、特別な支援が必要な児童生徒の割合が10%を超えるました。

特別支援学級数 (単位 : 学級)

	小学校	中学校	合 計
H 2 7	36	17	53
H 2 8	41	15	56
H 2 9	46	21	67
H 3 0	52	22	74
R 1	59	22	81

特別な支援が必要な児童生徒数 (単位 : 人)

	特別支援 学校在籍	特別支援 学級在籍	通級指導 教室在籍	通常の学級 LD・ ADHD 等の疑い	合 計	割 合
H 2 7	61	179	78	317	635	7.70%
H 2 8	67	207	76	361	711	8.60%
H 2 9	73	242	78	374	767	9.40%
H 3 0	69	280	80	421	850	10.40%
R 1	78	337	84	441	940	11.60%

幼稚園や学校においては、個別の指導計画、個別の教育支援計画、移行支援シートの作成をしています。

また、特別支援教育支援員を配置し、特別な教育的支援を行っています。

今後も共生社会の形成に向けた教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要です。

特別支援教育支援員数 (単位 : 人)

	幼稚園	小学校	中学校	合 計
H 2 7	0	22	6	28
H 2 8	3	24	5	32
H 2 9	5	30	5	40
H 3 0	5	33	6	44
R 1	5	40	8	53

LD (学習障害) : 基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

ADHD (注意欠陥/多動性障害) : 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

7 幼児教育

(1) 市立幼稚園の園児数の推移

本市における令和元年5月現在の3～5歳の人口は、2,608人となっており、そのうち9.8%が市立幼稚園に就園しています（6.0%は私立幼稚園、37.6%は保育園、44.2%は認定こども園）。

市立幼稚園の園児数の減少に伴い、平成17年度は20園あった市立幼稚園を段階的に統廃合して、平成27年度からは12園（うち1園は令和元年度から休園）となっています。

今後は、幼稚園の適正規模化を図っていく必要があります。

市立幼稚園の園児数（単位：人）

八幡 高城 中央	八幡	高城 中央	城上	亀山	ひわき	いりき	東郷	祁答院	里	中津	かのこ	鹿島	合計
H 2 7	15	16	26	120	50	18	78	17	28	22	37	7	434
H 2 8	15	10	22	119	46	18	77	16	30	14	37	7	411
H 2 9	17	9	21	107	50	18	63	11	29	12	32	7	376
H 3 0	15	4	14	101	46	14	62	14	23	12	28	8	341
R 1	7	-	10	75	34	9	50	5	20	14	25	8	257

〔毎年5月1日現在〕

(2) 子育て支援の状況

甑島地域においては、民間の保育園等がないため、地域の要望に応え平成21年度から幼稚園施設を利用した預かり保育を実施しています。各園において、5割以上の園児が預かり保育を利用しているので、今後は、関係課と連携しながら、更に、甑島の子育て支援の充実を図る必要があります。

預かり保育園児の登録数（単位：人）

	里	中津	かのこ	鹿島	合計
H 2 7	27	19	18	0	64
H 2 8	30	12	16	3	61
H 2 9	28	11	21	2	62
H 3 0	23	11	15	5	54
R 1	20	11	13	5	49

(3) 幼保小連携による幼児教育の状況

平成29年度に改訂された幼稚園教育要領の実施に当たり、各園においては、幼児期の終わりまでに育つてほしい姿を踏まえた教育課程を編成しています。今後も近隣園との交流活動や小・中学生との交流を通して、多様な人間関係の中で共に学び合う環境を作る必要があります。

8 学校給食

(1) 学校給食の状況

本市の学校給食は、5つの学校給食センターにおいて、市内の公立幼稚園及び小学校と中学校、義務教育学校に1日当たり約9,200食を提供しています。

各学校給食センターでは、安全で安心な学校給食を提供するため、衛生管理の徹底や、老朽化した施設設備の整備・改善に努めています。

また、学校給食摂取基準に基づき、日頃の食事で不足しがちなカルシウムや鉄、食物繊維などを少しでも多く摂れるように栄養バランスのとれた魅力ある安心・安全でおいしい学校給食の提供を行っているほか、アレルギーのある児童生徒への適切な対応や給食費の未納対策など様々な課題に取り組んでいます。

さらに、学校給食だより、本市のホームページ、エフエムさつませんだいを通して、学校給食の啓発に努めています。

(2) 学校給食における地場産物の状況

本市においては、市内産の野菜を始め、甑島のきびなご・ぶり、入来のきんかん、市内産の米などの地場産物を積極的に活用しています。

しかし、青果物については、生産物の安定的な量の確保等の課題があり、地場産物の活用が難しい状況にあります。また、米については、平成30年度において、56.4%と年々増加しています。

地場産物活用状況（青果物・米・魚介類）（単位：kg）

	年 度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
青果物	全 体	129,266	136,171	139,647	129,852	124,072
	市内産	26,843	23,642	8,813	1,720	4,862
	活用率	20.8%	17.4%	6.3%	1.3%	3.9%
米	全 体	85,280	82,204	82,736	80,872	77,098
	市内産	17,547	14,223	17,889	32,031	43,488
	活用率	20.6%	17.3%	21.6%	39.6%	56.4%
魚介類	全 体	8,142	7,855	7,419	17,000	13,546
	市内産	1,251	1,738	1,680	1,106	1,010
	活用率	15.4%	22.1%	22.6%	6.5%	7.5%
合計	全 体	222,688	226,230	229,802	227,724	214,716
	市内産	45,641	39,603	28,382	34,857	49,360
	活用率	20.5%	17.5%	12.4%	15.3%	23.0%

9 学校における業務改善

(1) 学校における業務改善の必要性

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校の役割は拡大せざるを得ない状況となっており、その影響が教員の長時間勤務という形で表れてきています。そうした中で、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。

教員が児童生徒に接する時間を十分に確保し、授業や授業準備等に集中して取り組み、健康でいきいきとやりがいをもって勤務できるようにするために、教員の業務負担軽減が課題であり、具体的な削減目標の設定等により業務の総量の削減を図ることが必要です。

(2) 業務改善の状況

本市の教諭の正規の勤務時間を越える勤務については、45時間を超える教諭の割合が、令和元年4～6月の平均で38.3%となっています。県が実施した「長時間勤務要因分析調査」では50時間を超える教諭の割合が、県平均で45%となっており、本市は県に比べて45時間を超える教諭の割合は少ない状況です。

また、県の「長時間勤務要因分析調査」によると、勤務時間以外で行う業務は、小学校では授業準備が39.0%、中学校では、評価や成績処理が30.4%となっており、業務に専念できるようにする必要があります。

さらに、学校生活にゆとりを生み出し、教育の質を維持・向上させるために、本市では、二学期制の導入について検討してきました。

10 教育環境の整備

(1) 校舎等

学校施設は、児童生徒の学習の場であり、一日の大半を過ごす生活の場ともなっています。また、地域住民にとっては身近な公共施設でもあり、災害等の緊急時には避難場所としての機能を果たすため、安全性の確保は極めて重要です。

平成31年4月には、施設一体型の小中一貫校として東郷学園義務教育学校が開校しました。同学校にあっては、災害発生時に避難所としての機能を有するなど、児童生徒の安心・安全はもとより、地域住民の活動の拠点の場としても活用されています。

本市は、令和2年3月現在、小学校26校、中学校13校（うち、1校は休校）、義務教育学校1校、幼稚園12園（うち、1園は休園）を維持管理しており、校舎等の耐震化率は100%であり、耐震改修の必要な校舎等については、全て改修が完了しています。

しかし、年々施設の老朽化が進む中、校舎等の改築や、外壁落下防止等の大規模改修が必要となっています。

また、環境整備において、近年の夏期の猛暑により令和元年度には、全ての小・

中学校の普通教室に空調機を設置しましたが、そのほかにも特別教室等への空調機の設置や、生活環境の変化に伴うトイレの洋式化が求められています。

今後は、平成30年度に策定した学校施設長寿命化計画に基づき、長寿命化対策を始め、危険改築や環境整備等について、計画的に進める必要があります。

(2) 教材・教具

学校の教材・教具の整備は、児童生徒の学習意欲を高め、教職員が授業を効果的に行う上で、欠かすことのできないものです。

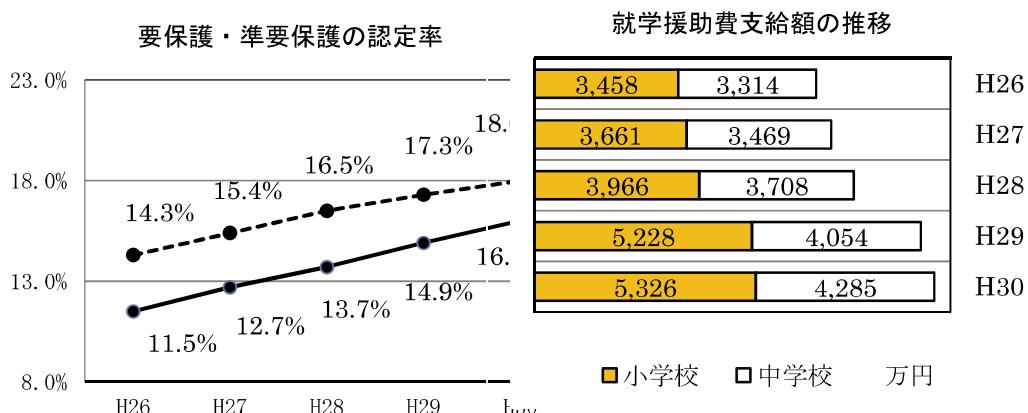
本市では、充足率を考慮し、教師用・児童生徒用のパソコンを始め、ICT環境、図書、その他の教材・教具を整備し、学ぶ環境を整えています。

今後においても、学習指導要領を踏まえて時代に即した教材・教具の整備を進めていく必要があります。

11 保護者への経済的支援

(1) 就学援助等

近年の雇用不安などの社会情勢により、義務教育期間における経済的援助を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、就学援助等による保護者への経済的支援を、引き続き行っていく必要があります。



(2) 奨学金事業等

学業が優秀であるにもかかわらず、修学が困難である生徒に対し、貸付型の奨学資金制度を廃止し、給付型の特別奨学資金の支給制度の充実により、保護者の経済的負担軽減を図っています。今後も奨学資金制度の充実を図るとともに、関係機関との連携による利用促進に努めるなど、進学者に対する保護者への支援を図っていく必要があります。

また、地理的なハンディを抱える甑島地域の児童生徒の支援として、小学校綱引競技大会や中学校の部活動の大会など本土地域での大会参加に、島外活動補助金を支給しています。

その他にも、高等学校等へ進学するために、自宅がある甑島を離れ、本土等の

民間アパートや寄宿舎等に居住している生徒の下宿費経費の一部を支援する離島高校生修学支援費など、保護者の経済的負担軽減に努めていますが、今後も、本土域との格差解消を図っていく必要があります。

(3) 通学支援

市内小・中学校の学校統合後の通学方法については、スクールバスや路線バスを活用するなど、児童・生徒の安全・安心を確保し、再編による保護者の新たな経済的負担が生じないように、今後も引き続き通学支援を行っていく必要があります。

また、市立小・中学校及び義務教育学校に通学する遠距離の児童・生徒の保護者に対し、通学に要する経費の負担を軽減するため、今後も支援していく必要があります。

III 社会教育・生涯学習における現状と課題

1 家庭と地域の教育力

家庭は教育の出発点であり、心身の調和のとれた子供の発達を育む最も身近な社会です。

社会情勢が急激な変化を続ける中、育児不安を持つ親や過干渉・過保護な親がいるほか、ネグレクトや家庭内での児童・幼児虐待も全国で起こっており、問題になっている状況です。

本市では、家庭教育を組織的・効率的に運営するために各学校等に家庭教育学級を設置し、また、家庭教育講演会、子育て講座の開催や子育てサロンを開設し、家庭の教育力向上に向けた取組を行っています。今後は、SNSが抱える課題や関わり方等について、親が知識を深める研修も必要になってきます。

家庭教育学級は、学校ごとにその推進体制は異なりますが、子供との関わり方の基本的な学習のほか、おやつ作りや体験活動のような親子交流に関する学習など様々な取組を実施しています。その一方、市が主催する家庭教育講演会や研修会等への出席者は、役員など一部の方に偏る傾向があり、多くの方々に参加してもらうための取組工夫・改善の必要があります。

また、PTAにおいても、父親研修会や母親部研修会を通して、家庭の教育力向上に努めていますが、家庭・学校・地域等がより一層連携し、子育てを支援する体制づくりも必要です。

平成25年度から取り組んでいる「学校支援ボランティア事業」は、平成30年度末現在で513人の登録があり、地域の方々が持つ技能・特技をいかして、学校の要望に応じた支援活動を行っています。今後も継続しながら、新たに地域と学校が双方向で連携・協働した活動を行う「地域学校協働活動」の充実を図る必要があります。

地域学校協働活動：地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動

2 青少年

(1) 青少年の健全育成

ライフスタイルの多様化に伴い、核家族化や地域連帯感の希薄化が進行しています。全国では、SNSによる有害情報の氾濫のほか、個人情報の流出など事件や事故に巻き込まれる事案が発生しており、青少年を取り巻く環境は、高度情報化の進展とともに年々深刻な状況になっています。

また、薩摩川内警察署管内の少年非行は、令和元年に万引きなど19件が報告されており、全体的には減少傾向にあります。

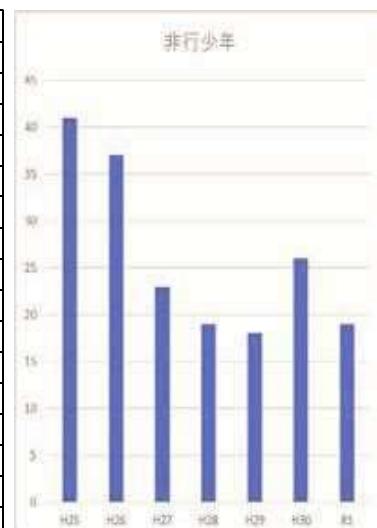
なお、不良行為により補導された青少年は、令和元年に深夜はいかいなど48件が報告されており、こちらも減少傾向にあります。

一方、不審者による児童生徒への声掛け事案は、近年10～15件程度で推移しております、引き続き注意をする必要があります。このため、警察を始め、各行政機関、地域の防犯パトロール、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、行政・地域・学校などの関係機関による総合的なネットワークを構築し、情報提供や連携協力を図りながら、引き続き青少年を見守る活動等を推進していく必要があります。

■非行少年（検挙・補導）罪種

（単位：件）

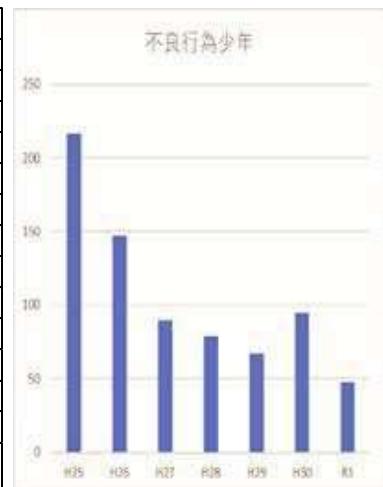
非行行為	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
凶悪犯	1						
暴行				1		1	1
傷害	1	2				1	2
空き巣	1						
事務所荒し							
学校荒し						3	
自転車盗	1	9	4	2	3		3
オートバイ盗	2		3			3	3
車上ねらい							
万引き	25	19	9	9	11	7	4
すり				2			
その他窃盗						2	
盜品等	1			1			2
占有離脱物横領	2		3	2			
特別法違反		3	3		1	6	2
その他	7	4	1	2	3	3	2
計	41	37	23	19	18	26	19



薩摩川内警察署の月例報告をもとに作成

■不良少年（補導）罪種 (単位：件)

不良行為	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
飲酒	3	19	4	9	7	7	1
喫煙	101	42	35	36	21	23	14
粗暴行為		3					
深夜はいかい	88	63	44	33	31	56	31
家出	2	3	3		1	4	
無断外泊		1				1	
不健全性的行為		2	1				
不良交友	8	3					
怠学	4	4	3		6	2	1
不健全娯楽	2	1			1		1
暴走行為	7	4					
刃物等所持		2		1			
金品持ち出し	1					2	
計	216	147	90	79	67	95	48



薩摩川内警察署の月例報告をもとに作成

◇主な青少年育成活動内容

- ・少年愛護センターだより等の青少年健全育成の広報啓発活動
- ・あいさつ運動ポスター及び標語作品コンクール
- ・少年愛護委員・青少年（健全）育成会・P T A等による防犯パトロール
- ・有害図書等の環境診断（書店・ビデオ販売店・刃物販売店の巡回）
- ・各地域の防犯パトロール、子供見守り運動
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携、少年愛護センターでの相談業務
- ・少年なやみ相談カード配布
- ・青少年育成の日のつどい及び子ども会大会の開催
- ・青少年育成市民会議と青少年問題協議会の開催

(2) 「少年自然の家」での青少年活動

少子高齢化や核家族化、経済の高度な進展に伴い、子供同士や異年齢集団での触れ合い、自然に親しむ活動等が減少しつつあります。

少年自然の家では、ふるさとの恵まれた自然や施設の特色を活かして、学校教育を補完する幼稚園・小中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の集団宿泊学習の受け入れや不登校及び不登校傾向の状況にある児童生徒が寺山の自然の中での豊かな体験の積み重ねを通して、集団への適応性や円滑な仲間づくりへの心情を養い、自立への一助とする体験的適応指導教室「リフレッシュin寺山」を開催しています。

また、甑島や紫尾山を活用した夏・冬のアドベンチャー事業やファミリー自然体験隊、さらに星や月などの宇宙に関する興味・関心を高めるための出張星空観望会やプラネタリウム開放、青少年指導者としての資質向上と意欲付けを図る「子供のやる気を育む地域指導者養成講座」等、自然に親しむ諸事業を通して、心豊かでたくましい青少年の育成や様々な分野において地域社会をリードする

青少年指導者的人材育成にも取り組んでいます。

少子化が進行するなか、利用者数の減少が大きな課題であり、隣接する市町を始め県内各学校等への広報や幅広い年齢層や地域の人々と交流できる魅力のある新たなプログラムの開発に取り組んでいます。

【利用状況】 【単位：人】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
団体数	400	409	407	354
研修延人数	39,473	41,070	39,707	37,446
集団宿泊学習	11,459	10,003	10,135	9,657
生涯学習関係	14,726	15,620	14,056	12,835
主催事業関係	13,288	15,447	15,516	14,954
薩摩川内市民利用者数 (全体比)	18,061 (45.8%)	17,461 (42.5%)	16,970 (42.7%)	15,227 (40.6%)

【薩摩川内市民】利用申請書において、市内住所が確認された人数

3 生涯学習

(1) 学習活動

公民館で開催される市民大学講座は多様な学習ニーズに対応するため、様々な講座開設に努めていますが、超高齢社会を反映し、参加者は高齢者が多い状況にあります。この傾向は今後も続くと思われますが、託児付き講座などを取り入れ、若い世代の参加者を増やす取り組みを進めています。

また、地域では地区コミュニティ協議会を中心に、地域の実情に応じた課題や実態を踏まえた学習活動や関係機関・団体等と連携した講演会の開催など、様々な学習の場が設けられています。

各公民館で開催している市民大学講座等では、趣味的な講座や生きがいづくりの講座が多く開催されており、環境や教育問題など現代的課題を扱った講座は少なく、実施回数や参加者数も減少傾向にあります。そのため、高齢者大学や女性学講座等の中で、生きがい・健康・安全・福祉・人権などの現代的課題に取り組む工夫をする必要があります。

市民憲章と市民歌は、公式行事等に活用されていますが、市民の一体感醸成を図るために、今後も様々な場面で活用されるよう取り組みます。

(2) 生涯学習環境

高度情報化等の進展により市民の学習ニーズが多様化する中、学習環境の利便性、快適性が求められます。本市では生涯学習環境として中央公民館・地域公民館を始め、図書館や歴史資料館、川内まごころ文学館、少年自然の家、地区コミュニティセンターなど、市民が学習できる環境を幅広く提供しています。しかし、施設の中には、建設から45年以上を経過し老朽化が顕著なものもあり、設備の改修も含め維持管理に要する経費は増加することが予想されます。今後は、公民

館等施設改修保全計画に基づき、年次的に改修を進めていく必要があります。

また、市民のニーズが高いパソコン講座で使用する講座用パソコンの台数確保や、定期的に機種の入替えを図る必要があります。

(3) 人材育成

中央公民館・地域公民館や地区コミュニティセンター等において、生涯学習、自主学級やサークルなどの趣味的なものから実用的な学習分野や環境問題、教育問題に至る幅広い学習機会提供に努めています。

こうした学習意欲と自主的な学習活動の支援体制として、専門知識や技能を持った人材を生涯学習人材バンク「すてきびと」として登録し、講師等の要請に対応しています。

今後も、学習ニーズに応えられるように登録者を増やすなど充実させていきます。

4 図書館運営、読書活動

利用しやすく市民生活の役に立つ図書館であるための図書館資料の整備・充実はもとより、情報技術（IT）の進展に伴うツールを活用した図書検索や相談業務（レファレンス）を始めとした図書館サービスの充実、図書館利用に繋がる読書に関する各種事業の情報発信の充実などが求められています。

子どもの読書活動については、乳児期からの読み聞かせの大切さを伝える「ブックスタート」や「おはなし会」事業、学校への移動図書館車巡回、読書グループとの連携のほか、「ビブリオバトル（知的書評合戦）」などの参加型読書活動にも取り組み、その普及・啓発活動に努めてまいりました。しかしながら、スマートフォンなど情報収集手段の充実や暮らしの変化もあり、家庭や地域における読書活動の啓発の工夫、学校図書館との連携の強化を図る必要があります。

また、視聴覚ライブラリーにおいては、保育施設や福祉施設、地区コミ・自治会（サロン）等での「おでかけ図書館」による上映会など、視聴覚機材及び教材の利用促進に努めていますが、既存の16ミリ映写機やフィルムなどの活用と、利用が多く機能も進化するプロジェクターなど視聴覚機材の充実に取り組んで行く必要があります。

その一方で、図書館施設の中には、築後48年以上を経過し施設設備の老朽化が進んでいる施設等や、導入から23年経過等している移動図書館車もあり、設備の改修も含め維持管理に係る経費負担は増加することが予想されることから、公民館等施設改修保全計画等に基づき、年次的に改修を進めていく必要があります。

図書館の入館者数・貸出人数・貸出冊数

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入 館 者 数	130,670人	127,142人	124,931人
貸 出 人 数 合 計	88,800人	88,571人	88,788人
貸 出 冊 数 合 計	346,382冊	338,579冊	341,649冊

住民一人あたりの貸出冊数の状況（「鹿児島県の公共図書館」から）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
県 全 市 町 村	3.62冊	3.62冊	3.56冊
薩 摩 川 内 市	3.70冊	3.65冊	3.61冊

市立図書館（分館を含む）の蔵書冊数

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
蔵 書 冊 数	255,246冊	252,783冊	260,440冊

IV 文化・芸術面における現状と課題

1 文化財

本市には国指定史跡の「薩摩国分寺跡」、「清色城跡」や国選定伝統的建造物群保存地区「入来麓伝統的建造物群保存地区」、国指定有形文化財「旧増田家住宅」、国指定重要無形民俗文化財「東郷文弥節人形淨瑠璃」、天辰寺前古墳公園として現地保存された県指定史跡「天辰寺前古墳」を始めとした地域の風土が培った多種多様な文化財が有形・無形ともに多数残されています。

また、「川内大綱引」が記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財「薩摩川内の 大綱引き」として国に選択されたほか、県と9市95文化財で構成されるストーリー「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群『麓』を歩く～」が日本遺産に認定され、本市では入来麓、里麓、手打麓など14の構成文化財が含まれました。

甑島においては、平成21年にユネスコ無形文化遺産に登録された国指定無形民俗文化財「甑島のトシドン」が、平成30年にユネスコ無形文化遺産「来訪神：仮面・仮装の神々」として拡張登録されました。また、国指定天然記念物の「甑島長目の浜及び潟湖群の植物群落」や、下甑島の鹿島断崖の一部である県指定天然記念物の「下甑島夜萩円山断崖の白亜系姫浦層群」、県指定有形文化財の「里八幡神社の大般若波羅蜜多經」などの貴重な文化財があります。

これらの文化財は、地域の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない市民共有の財産といえますが、中には保存が危惧されているものや修理が必要なもの、後継者不足が深刻なものがあり、適切に保存・伝承し、いかにして次代に引き継いでいくかが課題となっています。

近年、文化財は学校教育、生涯学習、観光、まちづくりなどに供する地域資源としても重要な役割を担っています。文化財マップを作成し、市内各地域に保存されている貴重な文化財を広く一般に紹介していますが、「文化財がかけがえのない地域の財産である」という市民の意識はいまだ十分に根付いていない状況であり、文化財は地域を象徴し地域の重要な要素であることから、積極的な文化財の情報発信や案内・説明板等の設置、公開に努める必要があります。

また、埋蔵文化財は、その土地に根ざした歴史的遺産であり、道路整備や住宅建築などの開発により、一旦失われてしまうと復元が不可能であるため、専門職員の確保など埋蔵文化財保護体制の適切な整備・充実を図る必要があります。

2 芸術文化・地域文化活動

本市には、薩摩川内市文化協会を始めとし、多くの芸術文化団体がそれぞれの活動を行っています。個々の団体活動は、文化ホールや公民館を始め地域のコミュニティセンターを中心に地域の特性をいかした活動を行っています。

なお、川内文化ホールは、川内駅東口に建設されるコンベンション施設の完成によってその機能を終了し、コンベンション施設は、本市の新たな文化・芸術の拠点としての活用が期待されます。

本市では市民の心豊かで潤いのある暮らしを実現し魅力あるまちづくりに資するため、芸能祭や薩摩国分寺秋の夕べ等において、多くの市民が触れることができるよう郷土芸能や芸術文化を発表する機会を設け、文化のまちづくりの推進を図っています。

市民の芸術文化活動への意欲の高まりに応え、学習機会の充実並びに活動及び発表の場の確保に努めること等により、より豊かできめ細かな文化活動を促進するとともに、川内歴史資料館、川内まごころ文学館、旧増田家住宅等文化的施設の周知を行い、施設機能の充実及び利用の拡大を図る必要があります。

なお、郷土芸能を始めとする地域の芸術文化活動を継承する指導者の高齢化と若年層の担い手不足が課題となっています。